

身体障害者診断書・意見書 (脳原性運動機能障害)

総括表

氏名	年月日生	男女
住所		
① 障害名 (部位を明記)		
② 原因となった ② 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他()
③ 疾病・外傷発生年月日		年月日・場所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		
⑤ 総合所見		障害固定又は障害確定 (推定) 年月日
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年月日 病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診療担当科名		科 医師氏名
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に <ul style="list-style-type: none"> ・該当する (級相当) ・該当しない 		
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾患には、縫内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入して下さい。 2 障害区分や等級決定のため、富山県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

脳原性運動機能障害用

(該当するものを○で囲むこと)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

(ひも結びテスト結果)

1度目の1分間 _____ 本
2度目の1分間 _____ 本
3度目の1分間 _____ 本
4度目の1分間 _____ 本
5度目の1分間 _____ 本
計 _____ 本

イ 一上肢機能障害

(5動作の能力テスト結果)

- a 封筒をはさみで切る時に固定する (可能・不可能)
- b 財布からコインを出す (可能・不可能)
- c 傘を差す (可能・不可能)
- d 健側の爪を切る (可能・不可能)
- e 健側のそで口のボタンを留める (可能・不可能)

2 移動機能障害

(下肢・体幹機能評価結果)

- a 伝い歩きをする (可能・不可能)
- b 支持なしで立位を保持し、その後
10m歩行する (可能・不可能)
- c 椅子から立ち上がり10m歩行し、
再び椅子に座る _____ 秒
- d 50cm幅の範囲内を直線歩行する (可能・不可能)
- e 足を開き、しゃがみ込んで再び
立ち上る (可能・不可能)

(注) この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア ひも結びテスト

事務用とじひも（おおむね43cm規格のもの）を使用する。

① とじひもを机の上、被験者前方に図のごとく置き並べる。

② 被験者は、手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽く一結びする。

(注) ○上肢を体や机に押し付けて固定

してはいけない。

○手を机上に浮かして結ぶこと。

③ 結び目の位置は、間わない。

④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには、検査担当者が戻す。

⑤ ひもは、検査担当者が随時補充する。

⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。

イ 5動作の能力テスト

a 封筒をはさみで切る時に固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上にのせてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。

b 財布からコインを出す。

財布を患手で持ち、空中に支え（テーブル面上ではなく）、健手でコインを出す。ジッパーをあけてしめることを含む。

c 傘を差す。

開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく座位のままでよい。肩に担いではいけない。

d 健側の爪を切る。

大きめの爪切り（約10cm）で特別の細工のないものを患手で持って行う。

e 健側のそで口のボタンを留める。

のりの効いていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンを掛ける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

